

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
平成30年8月20日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1800058 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1800022 号

## 第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 6 年 10 月 1 日から平成 7 年 10 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 6 年 10 月の標準報酬月額については、22 万円から 24 万円、同年 11 月から平成 7 年 9 月までの標準報酬月額については、22 万円から 26 万円とする。

平成 6 年 10 月から平成 7 年 9 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 6 年 10 月から平成 7 年 9 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 6 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 6 年 10 月の標準報酬月額については、24 万円から 26 万円とする。

平成 6 年 10 月の訂正後の標準報酬月額（結論 1 の訂正後の標準報酬月額（24 万円）を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 6 年 10 月 1 日から平成 7 年 10 月 1 日まで

A 社に勤務していた当時の年金記録の内容と給与明細書を照合し、給与明細書の総支給額に対して相違している期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

- 1 請求者が提出した A 社の給与明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる請求期間の標準報酬月額（22 万円）を超えていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

以上のことから、平成6年10月の標準報酬月額については、22万円から24万円、同年11月から平成7年9月までの標準報酬月額については、22万円から26万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成6年10月1日から平成7年10月1日までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間のうち、平成6年10月1日から同年11月1日までの期間については、前述の給与明細書により、定時決定の基礎となる同年5月から同年7月までに支払われた報酬月額を確認できることから、同年10月の標準報酬月額について、24万円から26万円とすることが必要である。

なお、平成6年10月の訂正後の標準報酬月額（結論1の標準報酬月額（24万円）を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700385 号  
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1800010 号

## 第 1 結論

昭和 54 年 4 月 1 日から昭和 56 年 \* 月 \* 日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 54 年 4 月 1 日から昭和 56 年 \* 月 \* 日まで

結婚退職後の昭和 54 年 6 月頃に父親から連絡があり、共済年金期間が残るように手続きをしたので、年金の手続きをするように言われ、国民年金の加入手続きを行い、共済組合からの返金分の 12 万円で一度か二度で保険料を一括納付した。

国民年金に任意加入したとされる昭和 56 年 \* 月は、私は出産前後のため、A 市へ帰省しており B 市にはいなかったため国民年金の手続きはできなかった。主人に手続きを頼んだこともなく、主人も頼まれたことも年金の手続きをしたこともないと言っている。

調査の上、請求期間を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間当時、国民年金保険料の収納及び記録管理は、国民年金手帳の記号番号により行われていたため、請求者の主張どおりに国民年金に未加入とされている請求期間の国民年金保険料を納付するためには、昭和 54 年 4 月に請求者に対し国民年金手帳記号番号の払い出しが必要となる。

しかしながら、B 市の国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者が所持する年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号 (\*) は、昭和 56 年 \* 月 \* 日に払い出されたことが確認できる上、日本年金機構は、請求期間当時、請求者に対し別の国民年金手帳の記号番号は払い出されていない旨回答していること、前述の年金手帳には、請求者が初めて国民年金の被保険者となった日は、昭和 56 年 \* 月 \* 日と記載されており、C 市の国民年金被保険者名簿及び B 市の国民年金手帳記号番号払出簿においても請求者の国民年金被保険者資格取得年月日は、昭和 56 年 \* 月 \* 日と記録されていることから、請求者は請求期間において、国民年金に未加入であり、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、請求者は昭和 54 年 6 月に国民年金の加入手続きを行い、保険料を同年 4 月分から一括で納付した旨陳述しているところ、請求期間当時、請求者の夫は共済組合の組合員であり、日本年金機構は、昭和 54 年 6 月に国民年金の加入手続きを行った場合、強制加入の対象となる期間であれば同年 4 月 1 日に遡って加入することが可能だが、任意加入の対象期間であれば、遡って加入することはできず、同年 6 月に加入手続きを行った場合、強制加入及び任意加入のいずれにおいても、前納できるのは同年 6 月分以降の保険料であった旨回答している。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1800059 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1800023 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 52 年 2 月 1 日から昭和 60 年 5 月 1 日まで

私は、B 市にあった A 社において、請求期間のうち、期間は不明であるが、朝出勤シ夕方帰宅する形や夜間も勤務し、C 業務を行っていたが、厚生年金保険の被保険者記録がない。

請求期間のうちの勤務期間について調査して、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第 3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録によると、請求期間のうち、昭和 52 年 2 月 2 日から同年 8 月 1 日までの期間及び昭和 54 年 1 月 1 日から同年 6 月 30 日までの期間において、A 社に係る記録は確認できるものの、当該期間以外に A 社に係る記録は確認できない上、D 社 (A 社の後継事業所) は、請求者に係る資料を保管していないため、請求者の雇用及び勤務形態については不明である旨回答している。

また、請求期間において、A 社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者の雇用保険の被保険者記録を確認したところ、複数の者に厚生年金保険の被保険者記録がない期間において、雇用保険の被保険者記録が確認できる。

さらに、前述の A 社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に文書による照会を行ったが、請求者が請求期間において同事業所で勤務していたことをうかがわせる回答は得られない上、同事業所には、厚生年金保険に加入していない勤務形態の者がいた旨複数の者が陳述している。

加えて、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、請求者の同事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録はなく、請求期間における健康保険の整理番号に欠番もないことから、請求者の同事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が欠落したとは考え難い。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。